

自転車に乗っているとき…。 あなたは交通弱者ではありません。

あなたが！自転車事故 ~6,000万円の損害賠償~

大阪市立市岡東中学校長 西村 誠

9月21日から9月30日までの10日間は「秋の全国交通安全運動」です。

その中の大阪重点は【二輪車の交通事故防止】

次は、以前起こった事故による民事訴訟裁判の結果です。

- 塾からの帰宅途中、無灯火で走っていて(中学生)歩行者に気付かず衝突し、相手が転倒し死亡した。
→ 損害賠償額 3,912万円
- 通学途中に走っていて(高校生)、歩行者に衝突し、脊髄損傷による心身麻痺を負わせた。
→ 損害賠償額 6,008万円

今、こうした自転車と歩行者の事故が多発しています。

1 自転車事故が増える理由

【自転車事故に対する危険意識の薄さ】



このために事故があると想定して「自転車保険」に入っておくことが大切です。

(大阪では2016.7.1より条例で保険加入が義務付けられています。)

突然、1,000万円の支払いを命じられたら…。家庭でもしっかりと乗り方について注意してください。他人ごとではなくなる可能性があります。

2 自転車側の過失が大きくなる理由

【夜間、無灯火で走行】【2人乗り運転】【携帯電話・メールをしながらの運転】



このような状況で事故を起こすと責任(損害賠償額)は大変、重くなります。

たかが自転車、されど自転車。

自転車は「軽車両」と同じ扱いとなります。従って罰則が道路交通法で定められています。【重い！懲役または罰金！】

自転車事故を起こした場合

1 取るべき義務

自転車に乗っていて歩行者やお年寄り・小学校児童の乗る自転車と衝突事故を起こした場合、道路交通法72条により自転車の運転手(中学生でも)は、次の措置をとることとなります。

(1) 負傷者の救護

事故を起こして、相手方を負傷させた場合は、ただちに負傷者を救護し、救急車を呼ぶなどの救護活動をしなければならない。

(2) 警察への通報

事故発生の場所、死傷者数、負傷の程度、事故について行った対処など

2 問われる責任

交通事故を起こして相手方を負傷させたり、ものを壊した場合は、中学生でも次のような法律上の責任が生じます。

(1) 民事上の責任

損害賠償という形で金銭上の責任が問われます。

例 自転車通行が許可されている歩道で 16 歳の男子生徒が乗っていた自転車のハンドルが、歩道を歩いていた 61 歳の女性のショルダーバックの肩ひもに引っ掛かり、転倒した女性が大腿骨骨折の重傷を負った。

↓

〈過失割合と補償額〉 ① 自転車の過失 100% ② 賠償額 1,740 万円

〈裁判所の見解〉

歩道上は人で混んでおり、自転車でやっと通れる状態であった。男子生徒は人と接触してケガをさせることができたにも関わらず、その注意義務を怠った。そのようなことが起きないように自転車の運転に注意を払い、場合によっては降りて手押しすべきであった。(東京地裁)

(2) 刑事上の責任

自転車の事故でも相手を死傷させた場合「過失傷害罪、過失致死罪」

(刑法 209・210 条)となります。

自転車による事故から自分を守る！マナーを守ることは絶対条件です！
二人乗り、携帯をしながらの運転、信号無視、スピード出し過ぎ、夜間の無灯火運転はダメです。やめましょう。

もしもの時には…。

あわてないで保護者や身近な大人にも連絡しましょう。

我々の日常生活に欠かせない便利な道具の一つが自転車です。しかし、

その最高性能は安全であることを忘れてはなりません。

「被害者にならない！ 加害者にならない！」